



都市計画の変更案の縦覧を行います

☎困都市計画課計画係(☎内線1212)

安中都市計画用途地域の変更について変更案をまとめたので、次のとおり縦覧します。

都市計画案の縦覧

対象となる都市計画案および変更の概要

- 安中都市計画用途地域の変更
 - ・碓氷川右岸西毛広域幹線道路沿道地区の決定(安中字一本木、字上川原、字鶴巻、字儘上、字儘下地内)
 - ・横野平工業団地(A団地)西地区の決定(中野谷字上北原、字原地内)

碓氷川右岸西毛広域幹線道路沿道地区は、幹線道路の機能を生かし、地域の生活利便と広域な道路沿道サービスに供される商業・業務機能および居住機能の計画的な立地誘導を図るため、近隣商業地域を新たに指定します。

横野平工業団地(A団地)西地区は、隣接する工業専用地域と一体的な土地利用を図り、本市の産業拠点としての機能をさらに高めるため、工業専用地域を新たに指定します。

縦覧期間

2月10日(月)～25日(火)午前8時30分～午後5時15分(土日祝日除く)

縦覧会場

困都市計画課計画係、困松井田振興課土木係(市HPにも掲載します)

意見書の受付

市民および利害関係人は、安中市長あてに意見書を提出できます。

提出方法

住所・氏名・電話番号・利害関係(市民は記載不要)・都市計画案

について意見を記入したものを提出してください。様式は自由です(各縦覧会場および市HPで参考様式を入手できます)。

提出期間

2月10日(月)～25日(火)(土日祝日除く)

提出先

〒379-0192(住所不要)安中市役所都市計画課計画係
※郵送のほか、各縦覧会場にも提出できます



※赤線内が用途地域変更予定箇所



- ☎ 応 答
- 📅 日 程
- 🕒 時 間
- 📄 期 間
- 📍 場 所
- 👤 対 象
- ☎ 電 話
- 📠 FAX
- 📧 電 子
- 🏠 HP
- 📄 他

家畜を愛玩目的で飼育する人にお知らせ

家畜(愛玩用を含む)の飼育者は家畜伝染病予防法に基づき毎年1回、県知事(家畜保健衛生所)に飼育頭羽数などを届け出る必要があります。

また、重大な家畜伝染病を疑う症状を発見した時の通報と家畜を病気から守るための消毒などの取り組みも義務付けられています。

対象となる動物は、牛、鹿、馬、羊、山羊、豚(ミニブタ、マイクロブタ含む)、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥および七面鳥です。1頭(羽)でも飼育してい

る人は家畜保健衛生所に連絡してください。

届出内容 住所、氏名、連絡先と令和7年2月1日現在、飼育している動物の種類と頭羽数

連絡先 〒370-0074 高崎市下小鳥町233 西部家畜保健衛生所(☎362-2261)

ミツバチを飼育する人にお知らせ

ミツバチ(西洋・日本ミツバチを問わず、趣味での飼養も含む)を飼養するすべての人は、養蜂振興法に基づき毎年1回、県知事(家畜保健衛生所)に飼育状況などを届け出る必要があります。

飼育しているが届け出をしていない人、今後、飼育を予定する人は家畜保健衛生所に連絡してください。届出は群馬県電子申請システムからも可能です。

また、飼育に際して適切な衛生管理をお願いするとともに、異常があった場合は家畜保健衛生所まで連絡してください。

届出内容 住所、氏名、連絡先、飼育場所、群数、飼育計画
連絡先 〒370-0074 高崎市下小鳥町233 西部家畜保健衛生所(☎362-2261)



詳しくはこちら